

## 第7章 航空災害対策計画

---

## 第1節 計画の目的

---

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

## 第2節 予防計画

---

### 第1 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に応じた通信機器の整備について配慮する。

具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

### 第2 応援協力体制の整備

町及び防災関係機関は、航空災害における応急対策に万全を期すため、隣接町、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章第9節3」「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第9節広域応援体制及び受援体制の強化」の定めにより、必要な措置を講ずる。

### 第3 救助・救急及び医療（助産）救護

町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

町は、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

### 第4 防災訓練の実施

町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第5 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

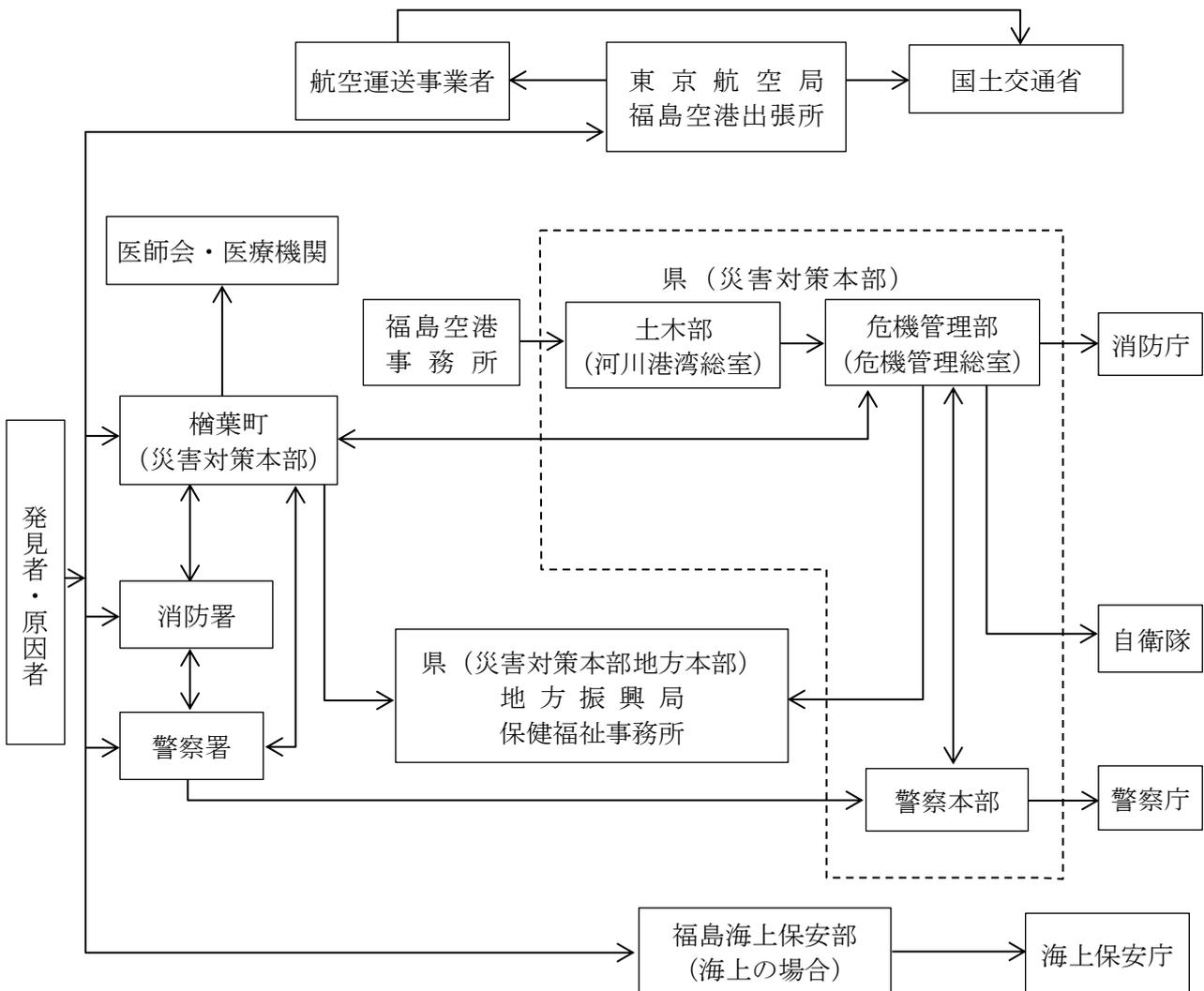
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、災害情報の収集伝達を行う。

町及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—6 航空災害」により連絡する。

航空災害情報伝達系統図



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2 活動体制の確立

町は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

## 第3 搜索・救助活動の実施

町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、搜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動、第9節医療・救護活動、第19節行方不明者の搜索、遺体対策等」に準じて行う。

## 第4 消火活動

消防本部、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

町は、必要な場合、県に、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請する。

町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第5 事故現場の立ち入り制限

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

## 第6 ボランティアとの連携

このことについては、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第25節 ボランティアとの連携」を参照する。

## 第7 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、県、防災関係機関及び関係事業者と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「第2編一

般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。